



第 98 号

生活衛生 いしかわ

(一社) 石川県生活衛生同業組合連合会
(公財) 石川県生活衛生営業指導センター
金沢市平和町1-3-1 石川県平和町庁舎3F
TEL: 076-259-6510
FAX: 076-259-6516

◆ 巻頭言 ◆



就任半年間を振り返って

日本政策金融公庫小松支店
支店長兼国民生活事業統轄

富 森 正 喜

生活衛生関係営業を営む皆さま方並びに生活衛生同業組合の皆さま方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より公庫業務につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

私は、昨年の九月に小松支店に赴任いたしました。石川県は学生時代に何度も山登りやスキーに足を運んだ思い出の地であり、小松支店勤務を命ぜられたときは懐かしさが込み上げ、一瞬コロナ疲れが吹っ飛んで元気が湧いてきたことが思い出されます。白山や里山に囲まれた当地域は自然が好きな私にとって格別です。この地でのご縁を大切にし、お客さまのことはもちろん、歴史、産業、食べ物など様々なことに興味を持って見聞を広め、これらを仕事に生かして地域活性化のお役に立ちたいと思っております。

昨春以来、新型コロナウイルスの暗い話題には事欠きませんが、「明けない夜はない」と部下にも自分自身にも言い聞かせて日々の業務に取り組んでいます。そして、ウィズコロナ時代において、新しい生活様式に対応しながら事業継続に取り組まれる皆さまを引き続き全力で支援していく所存でございます。

さらに、今後は、引き続き新型コロナウイルス感染症関連融資に取り組むとともに、コロナ禍における皆さまの経営課題の解決にお役に立てるよう、工夫事例のご紹介やオンラインセミナーの開催などを通じて、コンサルティング機能の充実も図ってまいりたいと考えております。日本政策金融公庫は、生活衛生関係営業の皆さまの身近な金融機関として、地域の皆さまの発展にご協力できるよう尽力する所存ですので、引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げます。

栄えあるご受賞 おめでとうございます

✳石川県知事表彰

永年にわたり生活衛生関係営業の発展のために顕著な功績を挙げられたことが認められ、令和2年度生活衛生功労者として、次の方々が知事表彰を受けられました。

表彰式は、令和2年12月25日、石川県庁特別会議室で執り行われました。

☆受賞されました皆様方の日頃のご研鑽に深く敬意を表しますとともに、

心からのお祝いを申し上げます。

(敬称略、順不同)

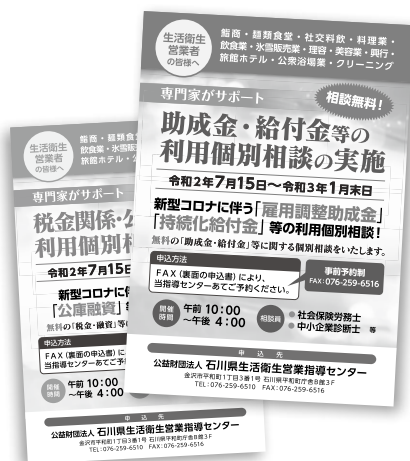
鮨 商 山 本 進 (金沢市)	麺類食堂 多 造 正 勝 (小松市)
飲食業 中 山 秀 男 (金沢市)	飲食業 番 場 清 守 (白山市)
理 容 近 藤 秀 司 (七尾市)	美容業 河 西 忠 一 (金沢市)
美容業 中 谷 徹 夫 (小松市)	公衆浴場業 山 田 智 子 (金沢市)



専門家による個別相談の実施

新型コロナウイルス対策の一環として、今年度新規の取組みである「生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業」を実施し、「助成金・給付金」及び「税金・融資」などの個別のご相談に専門家の皆さんのご協力を得て対応しました。

(実施期間…令和二年七月十五日
～令和三年一月末日)



◆消費者懇談会の開催

十一月十七日に石川中央保健福祉センター河北地域センターにおいて、消費者懇談会を開催しました。

各地域の消費者団体代表、関係組合代表、保健福祉センターや県、市町の行政関係者にご参加いただき、消費者から寄せられた苦情相談の分析やその対応方法の検討、さらには情報提供・共有の迅速化などについて懇談しました。



また、消費者・利用者の皆さん

には、「Sマーク」の制度や意義について分かりやすく説明して、今後はSマーク登録店を優先的にご利用いただくようお願いしました。

◆経営特別相談員研修会の開催

十二月一日、しいのき迎賓館において経営特別相談員研修会を開催しました。

最初に当センターの手井博史専務理事から「生産性向上に係るガイドライン・マニュアルの活用について」の説明があり、続いて、石川働き方改革推進支援センターの野村幸男アドバイザーから「最低賃金と助成金」、日本政策金融公庫金沢支店国民生活事業の上野洋融資第二課長から「公庫融資制度」についてのご講演をいただきました。

最後に、中小企業診断士の池田裕司氏から「生衛業の収益性向上について」と題し、ご講演をいただきました。



◆地区相談室の開催

経営や融資等の相談に対応するため、地区相談室を能登地区で二回開催しました。

第二回では、公庫金沢支店のご協力を得ました。

第一回 十一月十七日

石川中央保健福祉センター

河北地域センター

第二回 十二月二日

七尾商工会議所

◆クリーニング師研修

トラブル防止や確かな技術で信頼されるお店になるため、クリーニング業法で三年に一回の受講が義務付けられているクリーニング師研修会を、二月二十八日、県地場産業振興センターで開催しました。

金沢市保健所衛生指導課の南部秀樹氏から「衛生法規及び公衆衛生」、元東京都クリーニング学校講師の吉田吉男氏から「洗たく物の受け取り、保管及び引き渡し」などについて講義がありました。

受講者には終了後、手井博史専務理事から修了証書及び研修受講済みステッカーが交付されました。



組合だより

鮭商組合

コロナに負けず ポジティブに行動!

石川県鮭商生活衛生同業組合
副理事長 正田 幸久

新型コロナウイルスのまん延により、昨年は本当に多くの変化を余儀なくされました。新しい生活様式に基づく営業形態の変化や感染症拡大防止対策など、人との接触や会食は極力避けるような意識や行動の変化に、飲食店を中心とした多くの業種は苦しみました。当組合も従来のような事業を実施できておらず、総会は書面での決議となり、理事会もともに実施できず、中部ブロック大会や全国

大会に至っては中止となりました。しかし、この状況を静観することなく新しい活路を見出していくことで、アフターコロナの在り方を模索できると考えました。そこで当組合では、今だからできる支援に取り組むことにしました。

まずは、ご苦労されている組合員の方々にお見舞金をお支払いしました。次に、鮭屋の出前や持ち帰りを再認識していただくために、新たに「石川の持ち帰り鮭」と銘打った事業を行い、売り上げ支援を行いました。また、経費負担軽減のため、今後さらに必要になる衛生用品の共同購入事業も行いました。



未だ収束する心配がありませんが、この状況を悲観することなくポジティブに捉え、私たちが一人ひとりができることを考えこれからも行動していきたいと思っています。

理容組合

「医療用ウィッグサロン づくり」セミナー開催

石川県理容生活衛生同業組合
常務理事 沓 智之

全国理容連合会「医療用ウィッグサロンづくりへの取り組み」セミナーが十一月三十日(月)に富山県理容生活衛生同業組合で、石川県組合講師の小伏脇奈都子氏を講師として開催され、石川、富山の女性部九人が受講しました。

医療用ウィッグは、抗がん剤治療による脱毛に対して一時的に着用するウィッグで、理容店で相談



できる環境をつくる取り組みが進んでいます。

【実施内容】

- 一 フェザー(株)フィットミー商品の特長について
- 二 販売からアフターフォローまでの流れと注意点
- 三 技術(カット、かぶり方、シャンプー法、リペア法)
- 四 受講者に対するアンケート

美容業組合

コロナ禍の生営業・美容業に求められる「見える化」&「感じる化」

石川県美容業生活衛生同業組合

理事長 西井 十六勝



私たち生衛業・美容業は本来、お客さまと直接触れ合いコミュニケーションも十分深め合い、また一回のご来店で一時間から三時間もの長時間滞在されるというコロナ感染防止にとっては一番避けなければならない業種の一つです。

美容業を営むには、衛生立法からなる美容師法や関係法令で店舗構造や従事美容師の諸制約・定めがあり、特に複数美容師が従事する場合、「雇用契約の常勤管理美容師の設置」が義務付けられて

いる等々、衛生管理の徹底があってこそその業種です。

しかし、コロナ感染が日本のみならず全世界で猛威を振るって増え続けている現実に直面してみて、従来からの衛生管理の延長だけでは、お客さまや社会から「安全」・「安心」・「信頼」の十分な評価を得ることが難しいことが分かりました。

お客さまのコロナ感染予防に対する意識の高まりは、衛生管理の影響をあまり受けなかった街中や商店を含め、私たち生衛業に対しては更に厳しい店選びの目が向けられています。

そこで生衛業・美容業の皆さまに特に配意いただきたいことは、
一、今一度、定められ・課せられている「衛生管理要領」等の順守

二、実施している店内・従事者の感染予防対策を、お客さまに常に見えるように「見える化」し、かつ安全・安心・信頼を感じられる「感じる化」を徹底する。
三、従事者全員で日々反省・話し合い、お客さま目線での衛生管

理の「見える化」・「感じる化」に更に工夫・改善を加える。

まだまだ先の見えないコロナの影響は、国民の生活様式や意識を根本的に変えていくでしょう。現在、国民みんなで経験している事柄を無駄にすることなしに、真にお客さまのための生衛業・美容業を築いていきたいものです。

公衆浴場業組合

ひと風呂 浴びて

明日への健康！

石川県公衆浴場業生活衛生同業組合

角湯（かどゆ） 木田 正喜

「ひと風呂 浴びて 明日への健康」は、お客さまへの心からの願いです。

今年、百十三年目を迎えた「角湯」は、小松市の中心市街地で古くから交通の要衝とも言われてきた交差点の一角に位置する良好な環境にあります。

玄関を入って直ぐの風除室に



は、「新型コロナに関する諸情報」や「当店のコロナ対策」をはじめ、市内の行事案内や「月変わり湯」のお知らせなどを掲示しています。

手指消毒液をフロントや男女の脱衣場など数か所に配置しコロナ対策に万全を期しているほか、ロビー内には湯上り用の「待合コーナー」を設け、「お客様への癒し」の提供を第一に、様々に工夫しながら頑張っています。

待合コーナーでは、湯上り時にアイスやジュースを飲んだり雑誌や夜景を見たりしながら一息ついていただけるよう、角地の三方に窓とベランダを配して光を存分に取り入れるとともに、生け花やステンドグラスなど多彩な装飾物で彩りを添え、お客様に心を和ませていただけるよう努めています。

そして、男女それぞれの暖簾をくぐると、新設した空気清浄機と換気扇などがある脱衣場があり、空気循環と換気などの安全衛生に留意しています。

さらに、浴場に入るドア周りには、入浴の心得のほか、コロナ対策に関する注意事項のポスター等を掲示するなど、お客さまへの注意喚起にも努めております。

当浴場では、高性能のジェット風呂や超音波装置により血流の促進を図るとともに、「地下水の湯」でお客様のニーズにお応えしており、お陰さまで「湯冷めしない」「家に帰ってもぽかぽかして寝入りが良い」との評判もいただいております。

しかしながら、世界中で猛威を

振るう新型コロナウイルスは、私たち地域の生衛業界に対しても容赦なしのようです。

こうした過酷な状況下だからこそ、組合員の一人として自らが先頭に立ちニューノーマルを模索しつつこの戦場に立ち向かい、「家族愛は、銭湯から。社会のマナーは、銭湯から」を発信し続けることで、明治四十一年創業の祖父木田仁太松に恥じぬよう頑張っております。



日本政策金融公庫国民生活事業の新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1カ月間等の売上高または過去6カ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少 (2) 業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月間等の売上高または過去6カ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3カ月(最近1カ月含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高	
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	別枠8,000万円	
ご返済期間 〈据置期間〉	設備資金：20年以内(うち5年以内) 運転資金：15年以内(うち5年以内)	
利率	6,000万円以下	当初3年間：基準(災害)－0.9% 3年経過後：基準(災害)
	6,000万円超	基準(災害)
令和3年2月1日時点での適用例(運転資金1,500万円・5年返済の場合) 当初3年間：0.36%、3年経過後：1.26% <当初3年間の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給し、実質的に無利子化>		
担保	無担保	
お問合せ先	金沢支店	☎ 076-263-7192
	小松支店	☎ 0761-21-9101



日本政策金融公庫
国民生活事業

飲食店関係の皆様へ 令和3年6月1日から

HACCP（ハサップ）が完全施行されます

食品衛生法が改正され（平成30年6月13日公布）、原則としてすべての食品等事業者が、その規模や形態等により HACCP に沿った衛生管理を実施することとなりました。

（令和2年6月1日施行。経過措置期間1年）

→ 飲食店は、小規模事業者として、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」が求められ、厚生労働省が確認・公表した「手引書」を参考に一般衛生管理を基本とした計画を作成し、チェックリストに記録することとなっています。

※ HACCP（ハサップ）とは食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

食中毒予防
の3原則つけない
（清潔）ふやさない
（迅速）やっつける
（加熱又は冷却）

見える化

衛生管理の「見える化」

○「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」は、これまで求められた衛生管理の「見える化」です。

① 衛生管理計画 + ② 実施 + ③ 記録・確認

- ① 衛生管理計画を作成する。（手引書を参考に記載）
→ 現在、取り組んでいる衛生管理とメニューに応じた衛生管理の注意点（冷蔵する、加熱する）を明確化する。
- ② ①を実施する。
- ③ ②を記録・確認する。

➤ 厚生労働省のホームページから自分の施設の参考となる「業種別手引書」をダウンロードし、取り組んでください。

HACCPに関する情報は
厚生労働省のホームページに掲載されています。

厚生労働省 HACCP

検索

※（小規模な）一般飲食店向け HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書

※ 旅館・ホテルにおける HACCP の考え方を取り入れた衛生管理手引書 等

許可制度の見直し（令和3年6月1日施行）

HACCPの制度化に対応するため、許可制度の見直しや営業届出制度が創設されました。
（令和3年6月1日施行）

- ① 許可業種の見直し（飲食店営業と喫茶店営業が統合 等）
- ② 許可業種の見直しに併せ、施設基準の全国平準化が図られます
（施設の基準は、国の省令を参考に都道府県が設定）
- ③ すべての事業者が HACCP 制度化に対応していただくための、届出制度創設
 - ・氷雪販売業、乳類販売業等一部の許可業種が営業の届出業種に移行
 - ・常温で長期保存可能な食品を取り扱う営業者以外の食品取扱業者への営業届出の義務付け

＜お問い合わせ先＞ お近くの県保健福祉センターまたは県薬事衛生課（TEL：076-225-1443）
金沢市保健所衛生指導課（TEL：076-234-5112）

「安心・安全」をお約束する 「Sマーク」です。

理容店／美容店／クリーニング店／一般飲食店／めん類飲食店

Safety 安全

Sマークの店は損害賠償責任保険加入済み。だから万一の事故にもきちんと対応できます。

Standard 安心

Sマークの店はサービス内容をはっきり掲示。安心できるサービスをお約束します。

Sanitation 清潔

Sマークの店は施設・設備の一定の基準を守って、衛生管理をきちんと行っています。



標準営業約款登録は、
毎年2月と8月に
なります。

Sマーク登録店は、日本政策金融公庫の利率（運転資金）が軽減されます。

新規に登録をされる方は、加入組合又は石川県生活衛生営業指導センターにお問い合わせ下さい。

表紙写真 説明

国立工芸館 ～ 日本工芸の魅力を金沢から世界に発信 ～

「国立工芸館」（通称：正式名称は「東京国立近代美術館工芸館」）が金沢市の兼六園周辺文化の森に移転し、

2020年10月25日に開館しました。

日本を中心とする近・現代の工芸作品を所蔵する日本で唯一の工芸専門の国立美術館であり、二つの旧陸軍施設の建物を移築して活用されています。

さらに、サッカー界のレジェンド中田英寿氏がその造詣の深さから名誉館長に就任されるなど話題を集めています。（写真：太田拓実）



お 願 い

この広報紙は、生衛組合員の皆さんのための機関紙であり、消費者や生衛業の皆さんへの広報紙でもあります。各組合の皆さん方からの随想やいろいろな話題を提供してください。なお、既刊の「生活衛生いしかわ」は指導センターホームページで見ることができます。

石川県生活衛生営業指導センター

ホームページ URL <https://www.seiei.or.jp/ishikawa/>
Eメール E-mail ishikawacenter@seiei.or.jp